

「いわてで働こう」シンボルマーク 使用規約

平成 28 年 7 月 7 日制定

(主旨)

第 1 条 本規約は、いわてで働こう推進協議会(以下「協議会」という。)に帰属する、「いわてで働こう」シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(シンボルマーク)

第 2 条 シンボルマークは、別紙に掲げるものとし、シンボルマークの表示は、別に定める「『いわてで働こう』シンボルマーク使用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)のとおりとする。

(使用の管理)

第 3 条 シンボルマークの管理は、協議会事務局(以下「事務局」という。)で行う。

(シンボルマークを使用できる者)

第 4 条 シンボルマークは、以下に掲げる者が、「いわてで働く」ことの普及・啓発を目的とする場合に使用できるものとする。

- (1)別に定める協議会の構成団体
- (2)その他、使用用途が、協議会の設立目的や事業運営の趣旨に合致し、別途事務局が使用にふさわしいと認める者

(使用の届出)

第 5 条 前条第 1 項第 2 号に掲げる者がシンボルマークの使用を希望する場合は、あらかじめ「『いわてで働こう』シンボルマーク 使用届出書」(様式 1、以下「届出書」という。)を事務局に届け出なければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、その提出を省略することができる。

- (1)前条第 1 項第 1 号に掲げる協議会構成団体の傘下の団体が「いわてで働く」ことの普及・啓発のために使用する場合。
 - (2)報道機関が協議会の事業に関する報道または広報の目的で使用するとき。
- 2 前条第 1 項第 2 号に掲げる者がシンボルマークの使用を希望する場合は、届出書とともに、使用の案を添付すること。
- 3 事務局は、届出書の提出があったときは、次に掲げる基準に基づきその内容を確認し、いずれにも該当しない場合は、画像のデータ及びガイドラインを、届出書を提出した者又は届出書を提出した者が指定する第三者(シンボルマークを使用する媒体を制作する印刷会社、制作会社等)へ提供する。いずれかに該当する場合は、申請者に使用を承諾しない旨連絡する。
- (1)協議会の設立目的や事業運営の趣旨に合致しないとき。
 - (2)宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用するおそれがあると認められるとき。
 - (3)シンボルマークの使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがあるとき。
 - (4)法令や公序良俗に反し、協議会の信用や品位を損なうおそれがあるとき。
 - (5)その他シンボルマークの使用が適当でないと認められるとき。

(使用上の遵守事項)

第 6 条 シンボルマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、事務局から画像のデータ及びガイドラインの提供を受け、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)届出書を提出した場合、届け出た目的以外の目的に使用しないこと。
- (2)別途定めるガイドラインを遵守すること。
- (3)関係法令を遵守すること。
- (4)シンボルマークの使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- (5)第三者がシンボルマークを不正に使用、またはガイドラインに反する使用の事実を発見した場合は、直ちに事務局に連絡すること。
- (6)シンボルマークを付して制作した媒体等の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (7)事務局がシンボルマークの使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答すること。また、事務局の求めに応じ、制作した媒体等を提出すること。
- (8)シンボルマークの使用に当たり、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償すること。

(届出内容の変更)

第 7 条 届出書の提出後、届け出た事項に変更が生じるときは、変更後の内容で、改めて届出書を提出しなければならない。

(使用の取消し)

第 8 条 協議会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用者のシンボルマークの使用の中止を求めることができる。

- (1)使用者がこの規約の規定に違反したとき。
 - (2)使用者が第5条第3項に定める基準のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3)その他シンボルマークのイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 2 使用者は、前項の規定により使用の中止を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 協議会は、使用者が前項の規定により使用の中止に応じ、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第 9 条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(適正使用の確保)

第 10 条 事務局は、シンボルマークの使用状況について、使用者に対して必要に応じて報告を求め、または検査を行うことができる。

(補足)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本規約は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。

様式1 (第5条関係)

「いわてで働こう」シンボルマーク 使用届出書

平成 年 月 日

いわてで働こう推進協議会 様

住所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地) _____

氏名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) _____ ⑩

「いわてで働こう」シンボルマークの使用について、以下のとおり届け出ます。

1 使用者	団体・事業者名
	使用者の概要
	担当者氏名
	電話番号
	E-mail
2 使用期間	平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで
3 使用目的 (品目・イベント名等)	
4 使用用途及び数量	
5 その他特記事項	

※ シンボルマークの使用案を添付してください。